

(平成21年12月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	23 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	20 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月から同年 12 月まで
昭和 51 年 3 月ごろ、A 市区町村において国民年金への加入手続を行い、同年 1 月から 3 月までの保険料については、同年 3 月末日にまとめて納付し、同年 4 月から 12 月までの保険料は毎月中旬ごろに A 市区町村の窓口で納付した。
国民年金に未加入となっているのは納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、「申立期間の保険料は、A 市区町村の窓口で納付した。昭和 51 年 1 月から 3 月までの国民年金保険料は月額 1,100 円であり、同年 4 月からは 1,400 円になった。」と供述しており、その金額は当時の保険料額と一致している上、A 市区町村は、「当時、窓口における個人納付は可能であった。」と回答している。

さらに、申立人は、「国民年金に加入した際、オレンジ色の 3 枚つづりの納付書を受け取った。」と供述しているところ、A 市区町村も「当時の納付書はオレンジ色で複写式であった。」と回答しており、両者の供述が一致している。

加えて、申立人が記憶している申立期間当時の A 市区町村（旧庁舎）内の国民年金窓口の位置は、同市区町村職員の説明によると、当時の状況と一致していることが確認できる。

このほか、申立人は、「当時、失業手当を受給しており、その受給した手当から保険料をねん出した。」と供述しているところ、B労働局が保管する申立人の雇用保険被保険者記録によると、申立人は、申立期間の直前の勤務先を退職した後、求職者給付等を受給していることが確認でき、その申立内容の全体を通じて不合理な点はうかがえない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年7月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年7月から48年6月まで
② 昭和53年7月から54年3月まで

申立期間①については、A事業所に勤務し厚生年金保険に加入していたが、B市区町村の実家に住む兄夫婦が私の国民年金保険料を納付してくれていた。私は還付金を受け取った記憶も無いし、兄夫婦からもそのような話は聞いたことが無いので、還付された記録となっていることに納得できない。

申立期間②については、病気にかかったためA事業所を辞めて、昭和53年7月ごろに実家に帰郷した際、同居する兄が国民年金と国民健康保険の加入手続きを行ってくれた。その後の国民年金保険料については、私自身がB市区町村で納付しており、この期間が国民年金に未加入となっているのは納得できないので納付済みに記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が主張するとおり国民年金保険料が納付されていたことは確認できるものの、当該期間は厚生年金保険加入期間であり、この期間を国民年金保険料納付期間とすることはできないことから、申立期間の国民年金保険料が還付されていることについて不自然さはいかぬ。

また、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳には、還付処理されたことが還付金額や還付決定日とともに明確に記載されており、この記載内容に不合理な点は無く、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

さらに、申立人から聴取しても、国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

一方、申立期間②については、9か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間②当時、「同居していた兄夫婦は納税組合で国民年金保険料を納付していたが、自分は市区町村役場で直接納付していた。」と強く主張しているところ、B市区町村は、「当時、世帯としては納税組合に加入していても、世帯員の希望により、個々の世帯員は納税組合に加入せずに、町役場で直接国民年金保険料を納付することも可能であった。」と回答しており、申立人の供述に不合理な点は見られない。

さらに、申立期間②直前に、申立人が加入していた健康保険組合の回答により、申立人は、申立期間②当時、任意継続組合員となっていないことから、病気での受診時には、国民健康保険の被保険者であったと考えられるところ、B市区町村は、「当時、国民健康保険の加入者には国民年金にも併せて加入するよう指導していた。」と回答していることから、申立人は、申立期間②当時、国民年金の被保険者であったと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年7月から54年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 55 年 3 月まで
昭和 52 年 3 月に自衛隊を除隊後、元自衛隊幹部の勧めで、54 年 11 月に国民年金の加入手続を A 市区町村で行った際、申立期間に係る 3 年分の国民年金保険料を一括して納付した。
国民年金の納付記録が無いのはおかしいので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入の経緯や手続、時期、場所及びその後の納付金額等に関する記憶が詳細かつ具体的であり、申立人の元上司も、申立人に国民年金の加入を勧めたのは事実であると証言している。

また、申立人は、A 市区町村職員から説明を受けて、申立期間の国民年金保険料を一括納付したと供述しているところ、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする昭和 54 年 11 月時点では、申立期間のうち、52 年 4 月から同年 9 月までの保険料の特例納付、52 年 10 月から 54 年 3 月までの保険料の過年度納付及び、54 年 4 月から 55 年 3 月までの保険料の現年度納付を行うことは可能である上、申立人が納付したとする保険料額は、これらの納付方法で納付した場合の保険料額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和39年6月1日に訂正し、申立期間①に係る標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年6月1日から40年4月1日まで
② 昭和40年7月27日から43年8月1日まで

昭和39年6月にB地のA事業所に入社し、約4年間働いた。

しかし、現在の厚生年金保険の記録を見ると、3か月しか加入記録が無い。その余の期間について厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の記録により、申立人はA事業所に勤務していたことが確認できる。

また、申立人とほぼ同時期にA事業所に勤務し、同じ業務に従事していたとする元同僚3名は、入社時から厚生年金保険に加入していることが確認できることから、申立人についても、入社時から厚生年金保険に加入していたと推認できる。

さらに、A事業所の元役員は、「当時の事務処理については、資料も無く、詳細におぼえているわけではないが、法令どおりの手続きを行っていたので、申立人も入社した時から厚生年金保険に加入させていたと思われる。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の同僚の記録から1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②について、申立人はA事業所に継続して勤務したとしているが、申立期間②に係る雇用保険の加入記録は見当たらない。

また、雇用保険の記録によると、申立人は、申立期間②の直前の昭和40年7月27日にA事業所を退職した記録となっており、申立人の元同僚3名が各々に主張するA事業所の退職日は雇用保険の記録と一致していることから、申立人についても、雇用保険記録の退職日がA事業所の退職日であると推認できる。

さらに、申立人の戸籍の記録によると、申立人は、A事業所を退職後、C市区町村を離れて、同年7月30日に郷里のD市区町村に住民登録していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、平成16年3月19日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を24万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月19日

平成16年3月19日支払の賞与支払届が、総支給額ではなく税金、保険料等控除後の支給額で届出されているが、総支給額での厚生年金保険料を控除されているので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賞与支給明細書により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額(24万3,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年6月20日、同年12月10日及び16年3月19日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を、平成15年6月20日は19万3,000円、同年12月10日は39万6,000円、16年3月19日は16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成15年6月20日
②平成15年12月10日
③平成16年3月19日

平成15年6月20日、同年12月10日及び16年3月19日支払の賞与支払届が、総支給額ではなく税金、保険料等控除後の支給額で届出されているが、総支給額での厚生年金保険料を控除されているので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賞与支給明細書により、申立人は、平成15年6月20日、15年12月10日及び16年3月19日に事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（平成15年6月20日については19万3,000円、15年12月10日については39万6,000円、16年3月19日については16万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年6月20日、同年12月10日及び16年3月19日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を、平成15年6月20日は19万3,000円、同年12月10日は36万1,000円、16年3月19日は16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成15年6月20日
②平成15年12月10日
③平成16年3月19日

平成15年6月20日、同年12月10日及び16年3月19日支払の賞与支払届が、総支給額ではなく税金、保険料等控除後の支給額で届出されているが、総支給額での厚生年金保険料を控除されているので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賞与支給明細書により、申立人は、平成15年6月20日、15年12月10日及び16年3月19日に事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（平成15年6月20日については19万3,000円、15年12月10日については36万1,000円、16年3月19日については16万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年6月20日、同年12月10日及び16年3月19日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を、平成15年6月20日は19万1,000円、同年12月10日は35万6,000円、16年3月19日は14万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成15年6月20日
②平成15年12月10日
③平成16年3月19日

平成15年6月20日、同年12月10日及び16年3月19日支払の賞与支払届が、総支給額ではなく税金、保険料等控除後の支給額で届出されているが、総支給額での厚生年金保険料を控除されているので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賞与支給明細書により、申立人は、平成15年6月20日、15年12月10日及び16年3月19日に事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（平成15年6月20日については19万1,000円、15年12月10日については35万6,000円、16年3月19日については14万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年6月20日、同年12月10日及び16年3月19日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を、平成15年6月20日は15万2,000円、同年12月10日は31万3,000円、16年3月19日は12万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成15年6月20日
②平成15年12月10日
③平成16年3月19日

平成15年6月20日、同年12月10日及び16年3月19日支払の賞与支払届が、総支給額ではなく税金、保険料等控除後の支給額で届出されているが、総支給額での厚生年金保険料を控除されているので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賞与支給明細書により、申立人は、平成15年6月20日、15年12月10日及び16年3月19日に事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（平成15年6月20日については15万2,000円、15年12月10日については31万3,000円、16年3月19日については12万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年6月20日、同年12月10日及び16年3月19日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を、平成15年6月20日は15万2,000円、同年12月10日は31万3,000円、16年3月19日は12万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成15年6月20日
②平成15年12月10日
③平成16年3月19日

平成15年6月20日、同年12月10日及び16年3月19日支払の賞与支払届が、総支給額ではなく税金、保険料等控除後の支給額で届出されているが、総支給額での厚生年金保険料を控除されているので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賞与支給明細書により、申立人は、平成15年6月20日、15年12月10日及び16年3月19日に事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（平成15年6月20日については15万2,000円、15年12月10日については31万3,000円、16年3月19日については12万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年6月20日、同年12月10日及び16年3月19日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を、平成15年6月20日は30万6,000円、同年12月10日は58万2,000円、16年3月19日は24万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成15年6月20日
②平成15年12月10日
③平成16年3月19日

平成15年6月20日、同年12月10日及び16年3月19日支払の賞与支払届が、総支給額ではなく税金、保険料等控除後の支給額で届出されているが、総支給額での厚生年金保険料を控除されているので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賞与支給明細書により、申立人は、平成15年6月20日、15年12月10日及び16年3月19日に事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（平成15年6月20日については30万6,000円、15年12月10日については58万2,000円、16年3月19日については24万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年6月20日、同年12月10日及び16年3月19日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を、平成15年6月20日は25万3,000円、同年12月10日は47万7,000円、16年3月19日は19万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成15年6月20日
②平成15年12月10日
③平成16年3月19日

平成15年6月20日、同年12月10日及び16年3月19日支払の賞与支払届が、総支給額ではなく税金、保険料等控除後の支給額で届出されているが、総支給額での厚生年金保険料を控除されているので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賞与支給明細書により、申立人は、平成15年6月20日、15年12月10日及び16年3月19日に事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（平成15年6月20日については25万3,000円、15年12月10日については47万7,000円、16年3月19日については19万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年6月20日、同年12月10日及び16年3月19日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を、平成15年6月20日は25万3,000円、同年12月10日は47万7,000円、16年3月19日は19万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成15年6月20日
②平成15年12月10日
③平成16年3月19日

平成15年6月20日、同年12月10日及び16年3月19日支払の賞与支払届が、総支給額ではなく税金、保険料等控除後の支給額で届出されているが、総支給額での厚生年金保険料を控除されているので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賞与支給明細書により、申立人は、平成15年6月20日、15年12月10日及び16年3月19日に事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（平成15年6月20日については25万3,000円、15年12月10日については47万7,000円、16年3月19日については19万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年6月20日、同年12月10日及び16年3月19日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を、平成15年6月20日は23万9,000円、同年12月10日は45万円、16年3月19日は18万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成15年6月20日
②平成15年12月10日
③平成16年3月19日

平成15年6月20日、同年12月10日及び16年3月19日支払の賞与支払届が、総支給額ではなく税金、保険料等控除後の支給額で届出されているが、総支給額での厚生年金保険料を控除されているので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賞与支給明細書により、申立人は、平成15年6月20日、15年12月10日及び16年3月19日に事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（平成15年6月20日については23万9,000円、15年12月10日については45万円、16年3月19日については18万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年6月20日、同年12月10日及び16年3月19日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を、平成15年6月20日は28万7,000円、同年12月10日は54万4,000円、16年3月19日は22万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成15年6月20日
②平成15年12月10日
③平成16年3月19日

平成15年6月20日、同年12月10日及び16年3月19日支払の賞与支払届が、総支給額ではなく税金、保険料等控除後の支給額で届出されているが、総支給額での厚生年金保険料を控除されているので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賞与支給明細書により、申立人は、平成15年6月20日、15年12月10日及び16年3月19日に事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（平成15年6月20日については28万7,000円、15年12月10日については54万4,000円、16年3月19日については22万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年6月20日、同年12月10日及び16年3月19日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を、平成15年6月20日は31万6,000円、同年12月10日は60万1,000円、16年3月19日は25万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成15年6月20日
②平成15年12月10日
③平成16年3月19日

平成15年6月20日、同年12月10日及び16年3月19日支払の賞与支払届が、総支給額ではなく税金、保険料等控除後の支給額で届出されているが、総支給額での厚生年金保険料を控除されているので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賞与支給明細書により、申立人は、平成15年6月20日、15年12月10日及び16年3月19日に事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（平成15年6月20日については31万6,000円、15年12月10日については60万1,000円、16年3月19日については25万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年6月20日、同年12月10日及び16年3月19日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を、平成15年6月20日は31万6,000円、同年12月10日は60万1,000円、16年3月19日は25万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成15年6月20日
②平成15年12月10日
③平成16年3月19日

平成15年6月20日、同年12月10日及び16年3月19日支払の賞与支払届が、総支給額ではなく税金、保険料等控除後の支給額で届出されているが、総支給額での厚生年金保険料を控除されているので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賞与支給明細書により、申立人は、平成15年6月20日、15年12月10日及び16年3月19日に事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（平成15年6月20日については31万6,000円、15年12月10日については60万1,000円、16年3月19日については25万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年6月20日、同年12月10日及び16年3月19日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を、平成15年6月20日は31万4,000円、同年12月10日は59万6,000円、16年3月19日は24万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成15年6月20日
②平成15年12月10日
③平成16年3月19日

平成15年6月20日、同年12月10日及び16年3月19日支払の賞与支払届が、総支給額ではなく税金、保険料等控除後の支給額で届出されているが、総支給額での厚生年金保険料を控除されているので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賞与支給明細書により、申立人は、平成15年6月20日、15年12月10日及び16年3月19日に事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（平成15年6月20日については31万4,000円、15年12月10日については59万6,000円、16年3月19日については24万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年6月20日、同年12月10日及び16年3月19日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を、平成15年6月20日は31万1,000円、同年12月10日は59万1,000円、16年3月19日は24万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成15年6月20日
②平成15年12月10日
③平成16年3月19日

平成15年6月20日、同年12月10日及び16年3月19日支払の賞与支払届が、総支給額ではなく税金、保険料等控除後の支給額で届出されているが、総支給額での厚生年金保険料を控除されているので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賞与支給明細書により、申立人は、平成15年6月20日、15年12月10日及び16年3月19日に事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（平成15年6月20日については31万1,000円、15年12月10日については59万1,000円、16年3月19日については24万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年6月20日、同年12月10日及び16年3月19日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を、平成15年6月20日は30万9,000円、同年12月10日は58万7,000円、16年3月19日は24万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成15年6月20日
②平成15年12月10日
③平成16年3月19日

平成15年6月20日、同年12月10日及び16年3月19日支払の賞与支払届が、総支給額ではなく税金、保険料等控除後の支給額で届出されているが、総支給額での厚生年金保険料を控除されているので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賞与支給明細書により、申立人は、平成15年6月20日、15年12月10日及び16年3月19日に事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（平成15年6月20日については30万9,000円、15年12月10日については58万7,000円、16年3月19日については24万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和46年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月5日から同年2月1日まで

社会保険庁の記録によると、A社に係る船員保険被保険者資格の喪失日が昭和46年1月5日となっているが、船員手帳には、B船に係る雇止年月日は46年2月1日と記載されている。申立期間について船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳によると、B船に係る雇止年月日は昭和46年2月1日と記載されている上、当時の海運局の公認印が押されていることが確認できる。

また、申立人がB船と一緒に乗船したと述べている元C職、申立人の船員手帳に氏名が記載されていた元D職及び申立人が名前を挙げた船員は、社会保険事務所の記録により、申立期間の前後を含めて、A社における船員保険の被保険者であることが確認できる。

さらに、元C職は、「申立期間当時、D職及び申立人と一緒にB船で出漁していた。」と証言していることから、申立期間当時も勤務形態及び業務内容に変更がなく勤務していたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA社の船員保険被保険者原票に記載されている昭和45年12月の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該船舶所有者は既に適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡しており当時の関係書類も無く、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和46年6月1日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を3万3,000円、同年7月から47年6月までの期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月1日から47年7月1日まで
昭和46年4月1日に採用になり、研修期間を経て、昭和46年6月1日には厚生年金保険に加入したと思う。

申立期間については、給与から厚生年金保険料が控除されているので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する給与明細書及び、A事業所が保管する採用辞令書により、申立人は、申立期間においてA事業所に勤務していたことが確認できる。

また、申立人の給与明細書により、申立期間については、厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できるとともに、事業主は申立人の申立期間に係る被保険者資格取得の届出を行わないまま保険料を給与から控除していたことを認めていることから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、昭和46年6月は3万3,000円、同年7月から47年6月までの期間は2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格取得の届出を行っていないことから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年6月から47年6月までの保険料の納入告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A事業所における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日(昭和52年11月16日)及び資格取得日(昭和53年1月21日)を取り消し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年11月16日から53年1月21日まで
昭和51年3月に高校を卒業してから昭和54年3月まで、A事業所に勤務した。申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人はA事業所において、昭和51年3月10日に厚生年金保険の資格を取得し、52年11月16日に資格を喪失後、53年1月21日に同事業所において再度資格を取得しており、52年11月から同年12月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、A事業所は「申立人は、申立期間も継続して勤務していた。正社員であり、勤務していた期間は社会保険料を控除していたはずである。」と供述していることに加え、申立人は、「A事業所に勤務中は、申立期間を含めて、仕事の内容に変更は無く、長期の研修等も無かった。」と供述している。

また、社会保険庁の記録によると、A事業所に申立人と同時期に入社し、業務内容が同じで、申立期間後も継続して当該事業所に勤務した同僚は、申立期間においても継続して厚生年金保険に加入していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の申立人及び同僚の記録から判断すると、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 5 月 1 日から同年 7 月 21 日まで

私は、A事業所に勤務していた。

当時の源泉徴収票では、社会保険料が控除されており、厚生年金保険に未加入の記録となっていることには納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和 49 年分給与所得の源泉徴収票により、申立人が申立期間において、A事業所に勤務していたことは確認できるが、当該源泉徴収票に記載された社会保険料控除額は、申立期間の雇用保険料額とほぼ一致しており、厚生年金保険料は控除されていなかったことが確認できる。

また、申立人と同時期にA事業所に勤務し、同じ正社員として勤務したとされる元同僚2名については、厚生年金保険被保険者としての記録が存在するが、一方、申立人が名前を挙げた元同僚3名については、厚生年金保険被保険者としての記録が確認できないことからすると、当時、事業主は、一部の従業員について厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

さらに、A事業所はすでに廃業しており、厚生年金保険料控除に係る関連資料も無い上、当時の元同僚からは、申立人の当該事業所における勤務実態や厚生年金保険料の控除の状況等について証言を得ることができず、申立期間における厚生年金保険の加入状況等については不明である。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。